

適用法令	<u><a href="#">労働安全衛生法（有機溶剤中毒予防規則、略称：有機則）</a></u>	
主な法規制 対象物質	アセトン キシレン 酢酸エチル	N,N-ジメチルホルムアミド トルエン
取扱事業者 の主な義務	<p>労働者の安全と健康を守るため、労働安全衛生法に基づいて有機溶剤の取扱に関する安全基準が定められています。</p> <p>対象物質は44物質であり、毒性が強いものから順に第1種有機溶剤（2物質）、第2種有機溶剤（35物質）、第3種有機溶剤（7種）に区分されています。</p> <p>対象となる有機溶剤を使用する場合の主な義務は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>局所排気装置の設置（<u><a href="#">有機則第5条、第6条</a></u>）</li> <li>有機溶剤作業主任者の選任（<u><a href="#">有機則第19条</a></u>）</li> <li>局所排気装置/プッシュプル型換気装置の定期自主検査（<u><a href="#">有機則第20条</a></u>）</li> <li>定期特殊健康診断（有機則第29条）</li> <li>保護具の着用（<u><a href="#">有機則第32～34条</a></u>）</li> </ul>	
最終確認： 2025年4月1日		